

亀さん通信

桜の季節になりましたが、いかがお過ごしでしょうか？

亀のように歩みは遅くとも、『お金力』をしっかり・確実に身に付けていただく【亀さん通信】第 150 号の発信です！

知識武装して戦いましょう！

引き続き個人型確定拠出年金「iDeCo（イデコ）」の話です。これまで iDeCo の大きなメリットである税制優遇、「掛金が全額所得控除される！」「運用益が非課税となる！」をご紹介しました。そして今回は第 3 の優遇です！

◆ ◆ 【優遇③】 受け取る時も優遇される！ ◆ ◆

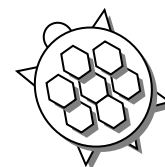
iDeCo は掛金を 60 歳になるまで拠出し、60 歳以降に一時金や年金として受け取りますが、一時金として受け取る場合は「退職所得控除」、年金として受け取る場合は「公的年金等控除」という優遇措置が適用されます。平たく言えば、**税負担が軽くなって手取り金額が大きくなる**ということ。それでは詳しく見ていきましょう。

■一時金として受け取る場合

受け取った一時金は「退職所得」として税金が課せられますが、その金額は次の通りに計算します。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{一時金収入} - \text{退職所得控除}) \times 1/2$$

つまり一時金から「退職所得控除」を差し引き、さらにその半額に対して税金がかかるわけです。では、優遇のポイントである退職所得控除を確認しましょう。



| 加入年数 (=A) | 退職所得控除 |
|-----------|----------------------------------|
| 20 年以下 | 40 万円 × A (80 万円に満たない場合には 80 万円) |
| 20 年超 | 800 万円 + 70 万円 × (A - 20 年) |

例) iDeCo の加入年数が 29 年 10 ヶ月の場合

$$\text{加入期間は 30 年 (1 年未満の端数は 1 年に切り上げ)} \Rightarrow 800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (30 \text{ 年} - 20 \text{ 年}) = \text{退職所得控除 } 1,500 \text{ 万円}$$

(※) 同じ年に勤務先からの退職金を受け取った場合などでは計算方法が異なりますのでご注意ください。

いかがでしょうか、かなりの優遇だと思いませんか。上記の例では、**1,500 万円まで税金がかからない**ということ。しかも一時金が退職所得控除を上回っても、**その半額は見逃してくれる**わけです。このように退職所得は**税制上別格の扱い**をされており、いつも負担増に悩まされている庶民の大きな味方なのです！(笑)

他にも特筆すべき点が。勤務先から支給される退職金の場合、上図の加入年数が「勤続年数」となります。要は**同じ企業に長く勤めた人が得をする仕組み**。しかし、現実はどうでしょう。高度成長期を支えた終身雇用も時代の変遷とともに崩壊し、今では**転職も日常茶飯事**となりました。それなのに退職所得控除は旧態依然のまま。そこで注目したいのが iDeCo の「ポータビリティ」。転職などの際にも積立資産の持ち運びができるため、**継続加入が可能**なのです。これなら退職所得控除の恩恵を十分に享受することができます。

■年金として受け取る場合

受け取った年金は「雑所得」として税金が課せられますが、年金収入から「公的年金等控除」を差し引いて所得の金額を計算します。紙面の都合上詳細は省きますが、公的年金等という名称からも推測できるように、いわゆる**老後の年金にかかる税金と同じ扱い**だということ。ですから**税負担が低く抑えられている**ことは言うまでもありません。

しばらく iDeCo の話を続けてきましたが、どうでしたか。国や行政が負担増を押しつけるなら、私達も**知識武装して戦わねばなりません**。そのための武器のひとつとして、確定拠出年金をご紹介した次第です。長らくのお付き合いありがとうございました！

もうそろそろツバメがやってくる時期です。今年も来てくれるかなぁ？

㈿亀山保険事務所 亀山裕弘 (ﾏﾙｺ) 1 級ﾌﾞﾗｲﾌﾞﾝ ﾎﾞﾗﾝｼﾞﾝｸﾞ 技能士 0575-28-2768 info@kameyama-hoken.com